

諮詢番号：令和6年度諮詢第1号

答申番号：令和7年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

審査請求人が、令和5年1月15日付けで提起した子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第4項並びに本庄市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則（平成27年本庄市規則第15号。以下「規則」という。）第4条第1項及び別表の規定による特定保育所の保育料の額の決定について、処分庁本庄市長（保健部保育課）（以下「処分庁」という。）が行った「保育料・利用者負担額変更通知書」に係る処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は認容すべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して令和5年8月22日付けで行った本件処分に対し、審査請求人が非課税収入を含めた収入によって生活を賄っていたところ、保育料の算定に当たり、同居の祖父を家計の主宰者とした処分庁の判断には納得ができない等と主張し、本件処分を不服として審査請求を行った事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

法附則第6条第1項は、市町村は、保育認定子ども（小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）が、特定保育所から保育を受けた場合については、保育費用を当該特定保育所に委託費として支払うものとし、同条第4項は、第1項による保育費用の支払をした市町村の長は、保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこ

これらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとしている。

規則第1条は、法附則第6条第4項の規定により市長が徴収する保育費用を「特定保育所の保育料」と定義している。

第4条第1項は、特定保育所の保育料の額は、第3条第2号に定める額、すなわち別表に定める額とするとしている。

別表は、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じて、利用者負担額及び特定保育所の保育料の額を定めている。具体的には、第1階層（生活保護世帯等）を除いては、当該世帯の当該年度分（4月から8月までの月分は、前年度分）の市町村民税の課税状況に応じて第18階層まで設定されている。

世帯の階層区分の認定については、「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」（平成27年3月31日付け府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号。以下「国通知」という。）において、所得割課税額等の算定に当たっては、基本的には支給認定保護者（現在は「教育・保育給付認定保護者」）及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行うこととするが、当該者以外の者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、その者の課税額も含め判定を行うこととするとされている。

なお、当該国通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

本庄市子ども・子育て支援法施行細則（令和2年本庄市規則第16号。以下「施行細則」という。）第8条第1項は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第9条第1項の規定による届出は、教育・保育給付認定現況届兼保育施設利用継続確認書（様式第8号）により行うものとするとし、同条第2項は、府令第9条第4項の規定による通知は、保育料・利用者負担額変更通知書（様式第9号）により行うものとするとしている。

2 処分の内容及び理由

（1）審査請求人は、夫とは離婚調停中であり、別居中で一切連絡が取れず、夫が子どもの保育に全く関与していないとの理由で、規則第5条に基づき「保育料・利用者負担額減免申請書（別記様式）」を処分庁に提出した。

処分庁は、令和4年9月～令和5年8月分の保育料について、内閣府による「自治体向けFAQ【第19.1版】令和3年10月1日」を踏まえて審査を行った。その結果、審査請求人の令和3年の収入のみで算定し、第5階層区分の10,800円とする減免措置を講じる決定をした。

（2）処分庁は、令和5年9月～令和6年8月分の保育料について、審査請求人

の令和4年の収入が103万円（課税所得48万円）未満であったため、同居の世帯員のうち、より課税所得の多い祖父を家計の主宰者と判断し、第13階層区分の38,000円と決定し、令和5年8月22日、本件処分を通知した。

3 調査審議の経過

令和 6年 5月 14日 審理員より審理員意見書が提出された。
令和 7年 1月 15日 当審査会において審議を行った。
令和 7年 2月 3日 当審査会において審議を行った。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理段階における審理関係人の主張

（1）審査請求人の主張の要旨

審査請求人の令和4年の収入は、国が支給する育児休業給付金を含めると103万円を超えているにもかかわらず、同居の祖父を家計の主宰者と判断したことは納得がいかない。

家計の主宰者の判断は収入であり、課税所得割額は世帯の階層区分に応じて保育料を算定するための基準にすぎない。

（2）処分庁の主張の要旨

本件処分は、法、規則及び国通知を踏まえて適法かつ適正に行った結果であるから、本件請求は棄却されるべきである。

また、保育料を算定するための世帯の階層区分と、家計の主宰者の判断基準は同一であるべきであると考える。

2 審理段階における論点整理

（1）審査請求人の育児休業給付金が非課税収入であることを理由に、家計の主宰者を同居の祖父と判断したことに違法又は不当となる点があるか否か。

（2）保育料を算定するための世帯の階層区分と、家計の主宰者の判断基準は同一であるべきか否か。

（3）その他本件処分に違法又は不当となる点があるか否か。

3 審理員意見の要旨

（1）審理員の意見

保育料算定にかかる家計の主宰者の判断については適正であったとは言えないため、行政不服審査法（26年法律第68号）第46条第1項の規定により、認容されるべきである。

(2) 審理員意見の理由

ア 審査請求人の育児休業給付金が非課税収入であることを理由に、家計の主宰者を同居の祖父と判断したことに違法又は不当となる点があるか否かについて

保育料は、法第27条第3項第2号において政令で定める額を限度として、保護者の属する世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定める額としている。

処分庁は、市の保育料は、規則第3条第2号で別表に定める額としており、審査請求人の所得は、保育料算定基準となる市町村民税所得割額が発生していないため、世帯の状況を確認した結果、より課税所得の多い同居の祖父を家計の主宰者と判断し、祖父の市町村民税所得割額をもとに、保育料の算定をしている。

一方、審査請求人は、保育料が市町村民税の所得割額により算定されることは理解しているが、市ホームページで、家計の主宰者の判断は父母の収入が103万円未満の場合は、同居する祖父母のうち、市町村民税の額のいずれか高い方を含めて算定されると記しているにもかかわらず、育児休業給付金を収入として扱わないことは、説明に矛盾があると主張している。

また、処分庁に対して職権で行った質問に対する回答では、祖父母と生計は別であるとの申し出があった場合に申出書兼申告書（以下「申告書」という。）の提出により、その内容で家計の主宰者を判断するとしている。しかし、処分庁は、通常であれば同一世帯の構成員は生計を同一にしていると判断し、申告書の案内はしておらず、また、仮に申告書が提出されたとしても、その判断基準を定めていないなど、家計の主宰者の認定に関して疑問が残る。

このように、審査請求人と同居の祖父の生計同一関係を判断する上で必要となる実態調査が不十分であり、判断の根拠が不明確であるにもかかわらず、同居の祖父を家計の主宰者とした処分庁の行為には、合理的な理由がない。

イ 保育料を算定するための世帯の階層区分と、家計の主宰者の判断基準は同一であるべきか否かについて

処分庁は、家計の主宰者を判断する際、父母の非課税収入を含めるとした場合、市が非課税収入を把握することは困難であり、本人からの申告がなければ把握できない収入が大半であることから、申請上の不公平が生じる懸念があると述べている。

一方で、「保育料算定に関する子育て支援課内部基準」（現在の所管は処分庁の「保育課」である。）によれば、同居祖父母等の判断基準として、「祖父母と同居しているが、生計は完全に分かれているとの申し出があった時は、申告書により、実態を把握したうえで判断する。」としている。しかし、この申告には児童手当等の非課税収入も含んでおり、処分庁の説明には矛盾があ

る。

また、処分庁は、本件処分の問題となっている家計の主宰者を判断する際の収入を、課税収入としている理由を、保育料の算定は市町村民税所得割額をもとにしていること、非課税収入は通常市町村が知り得ない情報であること、目的や種類の異なる非課税収入を一律に扱うことの困難さがあるなどと繰り返し主張している。しかし、審査請求人は、家計の主宰者を判断する際の父母の収入について、複数の自治体が非課税収入を当該収入に含めていると主張している。例えば、北海道函館市は、そのホームページにおいて、祖父母と同居している世帯の市町村民税額の取扱いについて、収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含むと掲載している。

以上のことから、家計の主宰者の判断は市町村に委ねられているため、法及び規則で定められている保育料を算定するための世帯の階層区分と、必ずしも同一であるべきとは言えない。

ウ その他本件処分に違法又は不当となる点があるか否かについて

処分庁にあっては、審査請求人からの問合せに対する対応が不十分であったと考える。

審査請求人は、令和5年8月22日付け保育料・利用者負担額変更通知書が送達された際、保育料が増額していることについて、処分庁へ電話で問い合わせた。その際、処分庁は、審査請求人の所得が少ないと同居の祖父の所得により、保育料を決定したとの説明をした。

また、審査請求人の母が保育課に来所して問い合わせた際も、本市では保育料算定の際の所得は課税所得のみとしていると説明した。その後、処分庁の説明に納得がいかない審査請求人が「市長への手紙」（本庄市長に対し、市政に対する意見について率直に意見を述べる方法をいう。）を出した際も、処分庁から同様の説明をされたため、今回の審査請求に至った。

処分庁は、祖父母と同居しているが、生計は完全に分かれているとの申し出があった場合、申告書を提出させ、その内容で家計の主宰者を判断するとしているにもかかわらず、審査請求人からの訴えのみをもって生計が別との要件に該当するとは判断できなかったと主張している。ほかにも、通常であれば同一世帯の構成員は生計を同一にしていると判断して申告書の案内していない、判断基準の定めがない、申告書について積極的に周知をしていないなど、家計の主宰者に関し理解を得る対応が不十分である。

審査請求人は、電話や「市長への手紙」での処分庁の説明を受け入れることができなかつたため、審査請求に至ったのであるから、家計の主宰者について適正に判断するため、より丁寧な対応を行うべきであったと考える。

具体的には父母の市町村民税所得割額が非課税であり同居人等がいる場合、

家計の状況を詳しく聞き取り、申告書の提出について案内し、また、家計の主宰者の判断基準を定め、どの職員が対応しても同一の対応ができるようなマニュアルを整備することが考えられる。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

調査審議において、審査請求人から新たな主張はされていない。

2 処分庁の主張の要旨

審理員意見書のとおり

第6 論点整理

以下の2点について違法又は不当となる点があるか判断する必要がある。

1 家計の主宰者を同居の祖父と判断したことの妥当性

2 保育料を算定するための世帯の階層区分と、家計の主宰者の判断基準

第7 答申の理由

1 認定した事実及び論点に対する判断

上記第4の3（2）と同じ。

第8 まとめ

以上の点から、本件審査請求は認容すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

第9 付言

処分庁は、審査請求人に対して、収入についての申告等の機会を与えるなど、必要な情報を収集し、改めて家計の主宰者の判断をすることが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

矢部 喜明、増井 武文、羽田 真